

2019年（令和元年）10月1日から

保育所（園），認定こども園，地域型保育事業に通っている
3歳児から5歳児までの保育料が**無償**になります。

※ 0歳児から2歳児までの子どもについては，住民税非課税世帯に限り，保育料が無償になります。

*** 保育料無償化のための手続は不要です ***

○ **3歳児から5歳児までの保育料が無償になります。**

※ 2019年度（令和元年度）に対象となるのは，2016年（平成28年）4月1日以前に生まれた子どもです。

○ **0歳児から2歳児までは，住民税非課税世帯の保育料が無償になります。**

○ **主食費・副食費（おかず代など），延長保育料，通園バス費などは，これまでどおり保護者負担となり，変更はありません。**

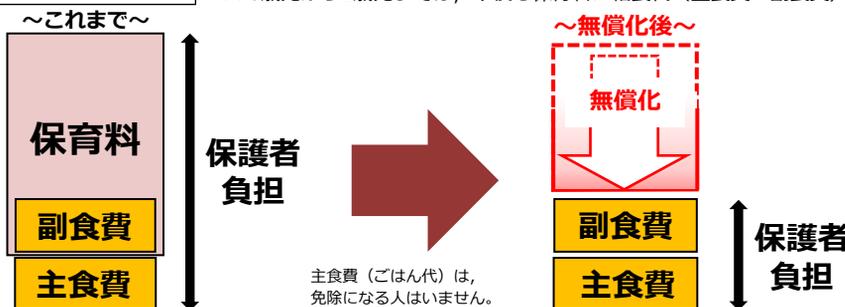
※ 副食費の額は保育所等により異なります。また，次のとおり副食費が免除になる場合があります。

年収360万円未満相当世帯…保育所等に通う全ての子どもの副食費が免除

年収360万円以上相当世帯…保育所等に3人以上通っている場合は，3人目以降は免除（2人目までは免除なし）

参考：3歳児から5歳児までの副食費について

※ 0歳児から2歳児までは，今後も保育料に給食代（主食費・副食費）が含まれます。



副食費，保育料（9月分，10月分以降）は，9月中旬以降に，保育所等を通じてお渡しする保育料決定通知でお知らせします。

● 多子軽減（兄弟姉妹がいる場合に，保育料が半額，無償となる制度）は，変更ありません。

例：第1子が4歳（無償化），第2子が2歳，第3子が1歳の場合は，第2子は3歳未満区分の保育料が半額，第3子は無償

● 認可外保育施設，病児保育事業などは，これまでどおり**保護者負担**となります。

※ 保育所等に通われている場合は，**保育料のみが無償**になります。

現況確認について（就労など，月48時間以上保育を必要とする要件）

○ 10月に現況確認を行います。手続方法などの案内は，9月中旬以降にお渡しする通知（保育料決定通知）に同封します。なお，提出された就労などの**要件確認書類の内容により，認定を行えない場合は，退所**となります。

※ 農業・自営業・内職の方は，「就労申告書」と，**農業所得，営業等所得が分かる平成30年分確定申告書の控え・開業届，納品書などのコピーが必要**ですので，準備をお願いします。なお，**収入・経費とも0円など，就労実態の確認ができない場合は，認定できません。**

※ 配偶者を除く親族の経営する事業所などで雇用されている場合は，「就労証明書」を提出してください。**給与収入が最低賃金未満の場合などは，認定できません。**

※ **虚偽の報告などを行ったことが判明した場合は，認定を取消し，退所**となります。また，福山市子ども・子育て支援法施行条例第6条により，**10万円以下の過料**に処せられる場合があります。